

## 国立大学法人富山大学寄附金取扱要項

平成 17 年 10 月 3 日制定  
平成 24 年 1 月 10 日改正  
平成 25 年 3 月 26 日改正  
令和元年 10 月 1 日改正  
令和元年 12 月 27 日改正  
令和 3 年 3 月 30 日改正  
令和 4 年 10 月 25 日改正

第 1 条 国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）の寄附金に関する事項は、国立大学法人富山大学寄附金取扱規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項については、この要項の定めるところによる。

第 2 条 規則第 2 条に定める寄附金申込書は、別紙様式第 1 号とする。

第 3 条 規則第 3 条に定めるもののほか、寄附金を受け入れることによって財政負担が伴う寄附金については受け入れないものとする。

第 4 条 寄附金を本学に寄附しようとする者（以下「寄附者」という。）は、次の各号に掲げる条件を寄附金に付すことができる。

- (1) 貸与又は給付する学生又は生徒の範囲を定めること。
- (2) 学術研究を指定すること。
- (3) 寄附金によって研究した結果の簡単な報告を行うこと。
- (4) 寄附金に係る収支決算の概要を提出すること。
- (5) 寄附目的が完了したときは、使用残額を返還すること。

第 5 条 本学の職員（国立大学法人富山大学職員就業規則に定める職員をいう。）が、寄附を受けた場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該職員が改めて、本学に寄附しなければならない。

- (1) 当該職員の職務上の教育、研究を援助しようとするもの。
- (2) 当該寄附金をもって本学の施設・設備等を使用して業務を実施するための経費に充てようとするもの。

第 6 条 規則第 7 条に定めるオーバーヘッドは、受け入れた寄附金の 5%とする。

2 規則第 7 条及び前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、オーバーヘッドを徴収しないことができる。

- (1) 公募、申請、審査の手続きを経て受け入れる研究助成団体等からの研究助成金の内、当該団体等が徴収を認めないもの
- (2) 学生の奨学のための寄附
- (3) 富山大学基金及び富山大学特定基金（以下「基金」という。）への寄附及び基金に組み入れるための寄附
- (4) 本学の同窓会、PTA又は後援団体等からの寄附
- (5) 寄附講座及び寄附研究部門に係る経費の寄附

(6) その他学長が特に認めたもの

附 則

この要項は、平成 17 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 24 年 1 月 10 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、令和元年 10 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、令和 2 年 1 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、令和 4 年 11 月 1 日から実施する。

(様式第1号)

年 月 日

国立大学法人富山大学長 殿

〒

寄附者の住所

寄附者の<sup>(フリガナ)</sup>氏名

下記のとおり寄附します。

記

寄附の金額	金 円
寄附の目的	
寄附の条件	
寄附の名称	
寄附の移管	
その他	担当者連絡先：郵便番号・住所 担当部署，担当係名 担当者名 電話番号 メール

- (医学部及び附属病院へ法人・団体として申込みの場合) 「企業等からの資金提供状況の公表に関するガイドライン」(国立大学附属病院長会議)に基づき、本学HPにおいて、診療科(医学部の診療科に相当する講座を含む。)毎に寄附者名・寄附金額及び件数を公表することに

同意します (同意いただける場合のみチェックをご記入ください。)